

平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

平成30年2月5日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、平成30年2月5日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

監査委員：小林敬典、湯口夏史、山根朋洋、内田博長、坂野経三郎

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

(1) 監査対象団体及び監査実施団体選定の基準

監査の実施に当たり、次の基準で監査対象団体及び監査実施団体を選定した。

出資団体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指定管理者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補助金等交付団体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注)「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

(2) 監査対象団体数及び監査実施団体数

()内は前年度

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	33 (34)	8 (14)
指 定 管 理 者	12 (10)	4 (3)
補助金等交付団体	258 (202)	27 (24)
合 計	303 (246)	39 (41)

注) 団体数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 監査実施期間

平成29年3月21日から平成29年11月27日まで

3 監査の結果

全体としておおむね適正に処理されていたが、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置（指摘又は注意）することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位：件、(団体))

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
平成28年度決算に係る監査結果	6(4)	63(21)	69(21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	5(4)	70(29)	75(29)	41
平成26年度決算に係る監査結果	3(3)	62(25)	65(27)	50
平成25年度決算に係る監査結果	2(2)	59(19)	61(21)	50
平成24年度決算に係る監査結果	2(2)	40(18)	42(18)	50

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない場合がある。

(2) 処置の内容

ア 指 摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容、監査実施団体名及び所管課名を監査結果報告書に掲載し、鳥取県公報等に公表するとともに、関係する部局長に対し、今後適切な取扱い若しくは改善を行うこと、又は該当する団体に改善を促すよう、文書により通知した。

イ 注 意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとしたものと認めた**注意事項**については、関係する部局長に対し、是正し若しくは注意すること、又は該当する団体に改善を促すよう、文書により通知した。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの

○ 処置の事項別内訳

区 分	28年度決算に係る監査結果			27年度決算に係る監査結果			26年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	2	2	4	0	1	1
収 入	0	3	3	0	2	2	0	2	2
支 出	0	2	2	0	9	9	0	4	4
契 約	2	24	26	1	21	22	0	31	31
補 助 金	1	12	13	2	9	11	3	10	13
工 事	0	0	0	0	0	0	0	2	2
財 産	2	7	9	0	12	12	0	6	6
そ の 他	1	15	16	0	15	15	0	6	6
合 計	6	63	69	5	70	75	3	62	65

○ 指摘事項(6件)の内訳

区 分	件数	事 由	団 体 名
契 約	2	見積徴取後に予定価格の決定	一般財団法人鳥取県観光事業団
		区分すべき指定管理業務と他業務を一括して経理処理	一般財団法人鳥取県水泳連盟
補 助 金	1	実績報告書の金額誤り (補助金の過大受領: 5万円以上)	国立大学法人鳥取大学
財 産	2	決裁権者の承認を得ないで行った物品の処分	一般財団法人鳥取県観光事業団
		回数券の受払簿の未整備	一般財団法人鳥取県水泳連盟
そ の 他	1	資産の管理運用方針の未規定	公益財団法人鳥取県畜産振興協会
合 計	6		4団体

【指摘事項の内容】 . . . 別記「指摘事項の内容」のとおり

○ 注意事項(63件)の内訳

区 分	件数	事 由
収 入	3	収入手続の遅延、督促状の発行遅延 等
支 出	2	委託料支出額誤り 等
契 約	24	契約書の未作成、変更契約の未締結 等
補 助 金	12	実績報告書の金額等誤り、変更承認申請書の未提出、要綱の不備(所管課への処置) 等
財 産	7	物品台帳の未整備、物品出納簿への未記載 等
そ の 他	15	勘定科目の未規定、財務諸表(貸借対照表)の未公表 等
合 計	63	

(別記) 指摘事項の内容

内	容
<p>【 契約事務 】</p> <p>1 予定価格の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名：一般財団法人鳥取県観光事業団 <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別：出資・指定管理・補助・ 所 管 課：観光戦略課 <p>〕</p> <p>とっとり花回廊多言語アプリ開発業務委託契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。(施設：観光事業団 本部)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概 要 説 明： 契約締結のための見積書を徴する前に予定価格を決定すべきところ、相手方から見積書が提出されてから予定価格を決定(予定価格調書を作成)し、同日付けで契約を締結していた。・ 見 積 書 徴 取 日：H28.10.19・ 予定価格調書作成日：H28.12.28・ 契 約 日：H28.12.28・ 予 定 価 格：3,704,400円・ 契 約 額：3,704,400円 <ul style="list-style-type: none">・ 不 適 正 の 原 因：団体の担当者及び上司の予定価格決定についての認識不足・ 指 摘 の 考 え 方：予定価格の決定に関する事務が不適正で100万円以上のもの	
<p>【 財産事務 】</p> <p>2 不用品の処分について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名：一般財団法人鳥取県観光事業団 <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別：出資・指定管理・補助・ 所 管 課：生産振興課 <p>〕</p> <p>不用品処分に係る事務手続きについて、理事長の承認を得ずに処分を行っていた。(施設：とっとり花回廊)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概 要 説 明： 衣類乾燥機外88品の処分に係る不用決定及び処分について、財務規程を十分に認識せず理事長まで承認をとっていなかった。(園長決裁としていた。)・ 財産の総取得価格：6,700,227円 <ul style="list-style-type: none">・ 不 適 正 の 原 因：団体の担当者及び上司の財務規程についての認識不足・ 指 摘 の 考 え 方：物品処分に対する事務手続きが著しく不適正なもの	

【 契約事務 】

3 指定管理業務の経理の明確化について

・ 団 体 名：一般財団法人鳥取県水泳連盟

〔 ・ 財政支援の種別：指定管理
 ・ 所 管 課：スポーツ課 〕

指定管理業務に係る経理について、他の事業との経理区分を行っていなかった。

・ 概 要 説 明： 県営東山水泳場の管理委託業務の実施に当たっては、鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書第32条に基づき、**委託事業と(一財)鳥取県水泳連盟が行っている他の事業との経理を明確に区分しなければならないが、区分することなく一括経理していた。**財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）についても、他の事業と区分せず県営東山水泳場を全体として一括経理していた。

・ 不 適 正 の 原 因：団体の指定管理事業の経費に対する認識不足

・ 指 摘 の 考 え 方：委託契約に対する経理事務が著しく不適正なもの

【 財産事務 】

4 施設利用回数券の管理について

・ 団 体 名：一般財団法人鳥取県水泳連盟

〔 ・ 財政支援の種別：指定管理
 ・ 所 管 課：スポーツ課 〕

施設の利用回数券について、協定書に定める財産台帳（受払簿）を整備していなかった。

・ 概 要 説 明： 12枚綴り施設利用回数券（一般用、高校用、中学生等用、幼児用）を販売しているが、販売の記録はしているものの、**受払簿を作成していないため、在庫の冊数を把握できていなかった。**

・ 不 適 正 の 原 因：団体の施設利用回数券の管理に対する認識不足

・ 指 摘 の 考 え 方：財産管理に対する事務が著しく不適正なもの

【補助金事務】

5 補助金の実績報告書について

・団体名：国立大学法人鳥取大学

〔
・財政支援の種別：補助金
・所管課：教育・学術振興課
〕

鳥取県環境学術研究等振興事業費補助金（北東アジア学術交流部門）について、誤った補助対象経費の額を記載した実績報告書を提出し、教育・学術振興課もそれに基づき額の確定を行っていた。

・概要説明：北東アジア学術交流部門の補助金について、直接費（研究助成費）に対して間接経費（事務費）として、直接費（研究助成費）の10%までを助成対象経費としていたが、**10%を超える額で実績報告を行っていた。**

・間接経費額：(正)118,600円((人件費445,820円+研究費740,180円)×10%)
(誤)180,000円((人件費445,820円+研究費740,180円)×**15.2%**)

・**過大受領額：61,400円**
(県の過払額)

・不適正の原因：県及び団体双方の交付要綱の確認不足

・指摘の考え方：補助金事務が著しく不適当なもの（補助金の過大受領：5万円以上）

【その他事務】

6 資産の管理運用について

・団体名：公益財団法人鳥取県畜産振興協会

〔
・財政支援の種別：出資
・所管課：畜産課
〕

資金運用について、資金管理規則で規定されている資金の管理運用方針及び運用案を定めていなかった。

・概要説明：法人の資金運用にあたっては、資金管理規則により理事会において資金の管理運用方針及び運用案を定めることとされているにもかかわらず、定めていなかった。

・不適正の原因：団体の担当者の資金管理規則に対する認識不足

・指摘の考え方：資金運用事務が著しく不適正なもの

第2 監査意見

監査の結果、財政的援助団体等の運営等に関して重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

1 地域振興部（所管課：スポーツ課）

指定管理に係る委託業務の適正な履行の確保について

・監査対象：一般財団法人鳥取県水泳連盟（指定管理：東山水泳場）

一般財団法人鳥取県水泳連盟（以下「水泳連盟」という。）は、県営東山水泳場の指定管理業務を行っている。

東山水泳場は、平成27年11月に米子市から県に施設が移管されたが、米子市と水泳連盟との間で平成29年3月31日までを期限とする指定管理委託契約が締結されていたことから、引き続き、県は、水泳連盟を指定管理者として指名指定したものである。

水泳連盟は、県と締結した鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定（以下「協定」という。）第32条で、指定管理業務と他の事業の経理を区分することとされているにもかかわらず、一括して経理を行っていた。

県は、このような状況において水泳連盟が作成した実績報告を实地において調査することなく委託料の額の確定を行っていたが、今回の監査において、委託料の正規の額が算定できていないことが判明した。

また、委託料の額に基づいて算定される鳥取県営東山水泳場基金造成事業補助金（インセンティブ補助金）の交付ができていない状況にある。

さらに、協定において毎月報告することとなっている業務報告書及び年度終了後の事業報告書において、職員への賞与の支給回数を増やすこととしたことを県へ報告していなかった。

については、県は、水泳連盟に対し、協定に基づく区分経理により指定管理委託料に係る額を確定した上で、所要の手続を行われない。

また、水泳連盟が協定に定める所要の手続きを適切に執行するよう指導されたい。

**2 商工労働部（所管課：市場開拓局販路拡大・輸出促進課）、総務部（財政課）
補助事業の完了検査の適正な実施について
・監査対象：(株)越河及び(株)串惣（補助金）**

鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金（以下「支援補助金」という。）では、県内に事業所を有する食品産業事業者等の新・増設する加工施設・機械設備等に対して、1,000万円以上の投資をした場合、補助率1/3、上限3,500万円の補助金を交付している。

鳥取県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）第15条第1項第1号に定める建設業法第2条第1項に規定する建設工事を行うもの（以下「建設工事」という。）については、ただし書きにより知事が検査を行う必要がないと認めるときを除き、第2項の規定に基づき当該施設、帳簿、物件等を検査させるものと規定されているところである。

県は、検査員が建築前の建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証の写しをもって、補助対象となる建設工事が適正であるとし補助金を交付していた。

これは、県の担当課が県規則第15条の規定に関する認識が不十分で、同条に基づく検査のあり方について、ただし書きの適用を含め十分に検討しないまま、支援補助金の交付要綱を定めたために生じたものである。

なお、これらの2件については、今回の監査において、いずれも検査済証が交付されていることは確認できた。

また、それ以外の補助金の交付対象となった建築物以外の機械設備等については、現地での設置及び支払の事実は県により確認されていた。

ついては、県は、広範な態様が想定される施設の整備を交付対象とする補助事業にあっては、補助事業の完了検査を適切に実施するため、当該施設整備が建設工事に該当するか否かを個々に十分検討し、該当する場合には県規則第15条に定める検査のあり方をあらかじめ想定して補助金交付要綱を制定されたい。

3 農林水産部（所管課：農業振興戦略監畜産課）

出資団体の適切な資金運用等の確保について

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取県畜産振興協会（出資）

公益財団法人鳥取県畜産振興協会（以下「畜産振興協会」という。）は、牧場運営を通じて、預託牛の適正飼育による生産性の向上、飼養コストの低減を図ることによって畜産経営の安定と地域経済の発展に寄与し、県民に安心・安全な畜産物を安定的に供給することを目的として業務を行っているところである。

畜産振興協会は、資金の運用にあたっては、資金管理規則により資金の管理運用方針は理事会において定め、理事会は金融機関の選択基準等の運用案を定めることと規定されているが、それらを定めていなかった。

ついては、県は、理事として規定に従い資金の管理運用方針及び運用案を定めるよう意見されたい。

4 教育委員会（所管課：社会教育課）

指定管理に係る委託業務の検証の実施について

- ・ 監査対象：

TKSS・富士総合警備保障共同企業体（指定管理：船上山少年自然の家）
公益財団法人鳥取県教育文化財団（指定管理：大山青年の家）

県は、船上山少年自然の家については、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を、大山青年の家については、公益財団法人鳥取県教育文化財団を、それぞれ指定管理者として、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定を締結し、平成28年4月から施設の維持管理等に係る業務を委託をしている。

県は、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定第22条及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定第22条に定める指定管理者の業務の実施状況の評価及びその結果の指定管理者への通知並びにインターネットによる公表を行っていない。

このため、県民は、当該指定管理業務がどのような効果を発揮し、成果をあげたのかを知ることができない状況である。

ついては、県は、それぞれの協定に基づき業務の実施状況の評価を速やかに実施し結果を公表されたい。

(参考1)

平成28年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			監査 実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(学)翔英学園			○	H29.11.20	地域振興部 教育・学術振興課 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課、 健康医療局健康政策課
2	(国大)鳥取大学			○	H29.11.27	地域振興部 教育・学術振興課 福祉保健部 健康医療局医療政策課
3	(独)国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校			○	H29.10.17	地域振興部 教育・学術振興課 生活環境部 水・大気環境課
4	(公財)鳥取県文化振興財団	○	○	○	H29.11.9	地域振興部 文化政策課
5	(特非)鳥の劇場			○	H29.11.17	地域振興部 文化政策課 福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課
6	鳥の劇場運営委員会			○	H29.11.17	地域振興部 文化政策課
7	(一財)鳥取県水泳連盟		○		H29.11.20	地域振興部 スポーツ課
8	(一財)鳥取県観光事業団	○	○	○	H29.11.8~ H29.11.13	観光交流局 観光戦略課 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課 生活環境部 緑豊かな自然課 農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
9	(公社)鳥取県観光連盟			○	H29.11.15	観光交流局 観光戦略課
10	エアソウル(株)米子支店			○	H29.11.24	観光交流局 観光戦略課
11	(社福)尚仁福祉会			○	H29.11.21	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
12	(社福)こうほうえん			○	H29.11.16	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
13	(社福)宏平会			○	H29.11.20	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
14	(一社)鳥取県歯科医師会			○	H29.10.5	福祉保健部 健康医療局医療政策課
15	(医)仁厚会			○	H29.11.1	福祉保健部 健康医療局医療政策課
16	(公財)鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		H29.11.1	生活環境部 水・大気環境課
17	山陰丸和林業(株)			○	H29.11.27	商工労働部 立地戦略課 農林水産部 東部農林事務所
18	(株)イナテック鳥取、(株)イナテック			○	H29.11.17	商工労働部 立地戦略課
19	(株)源吉兆庵			○	H29.11.17	商工労働部 立地戦略課
20	(株)SQ			○	H29.10.23	商工労働部 立地戦略課
21	(一社)鳥取県発明協会			○	H29.11.14	商工労働部 産業振興課
22	(株)サテライトコミュニケーションズネットワーク			○	H29.10.5	商工労働部 産業振興課
23	(株)エッグ			○	H29.10.5	商工労働部 産業振興課
24	日中東北物産(有)			○	H29.11.17	商工労働部 企業支援課
25	境港商工会議所			○	H29.11.24	商工労働部 企業支援課
26	(株)越河			○	H29.10.17	商工労働部 市場開拓局販路拡大・輸出促進課
27	(株)串惣			○	H29.10.27	商工労働部 市場開拓局販路拡大・輸出促進課
28	鳥取県農業協同組合中央会		○	○	H29.10.5	農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課
29	(公財)鳥取県畜産振興協会	○			H29.11.14	農林水産部 農業振興戦略監畜産課
30	(公財)鳥取県林業担い手育成財団	○		○	H29.11.9	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
31	(株)谷尾樹楽園		○		H29.10.31	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
32	(公財)鳥取県魚の豊かな川づくり基金	○		○	H29.11.15	農林水産部 水産振興局水産課
33	(公財)鳥取県栽培漁業協会	○		○	H29.11.1	農林水産部 水産振興局水産課
34	(株)樹林業			○	H29.10.16	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
35	ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会実行委員会			○	H29.3.21	中部総合事務所 地域振興局
36	日南町森林組合			○	H29.11.21	西部総合事務所 日野振興センター日野振興局
37	(公財)鳥取県教育文化財団(大山青年の家)	○	○		H29.11.15	教育委員会 社会教育課
38	TKSS・富士総合警備保障共同企業体(船上山少年自然の家)		○		H29.11.15	教育委員会 社会教育課
39	平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会			○	H29.10.25	教育委員会 体育保健課

注 (公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(学)は学校法人を、(株)は株式会社を、(有)は有限会社を、(社福)は社会福祉法人を、(国大)は国立大学法人を、(医)は社会医療法人を、(独)は独立行政法人を、(特非)は特定非営利活動法人を表している。